

令和3年度公益財団法人砺波市農業公社事業計画

本市の基幹産業である農業の中でも主力の水稻は、消費の減少などから全国の米産地同様、大変厳しい状況におかれています。

米の産地間競争が一層激化しているなか、生産者自ら需要量を見極め、需要に応じた米生産に取り組まなければいけません。

砺波市農業公社では国の農業政策を見極め、庄川と散居に広がる砺波平野の特徴を活かした農業振興と地域特産品であるチューリップ球根等の生産振興を図るとともに、農地利用集積円滑化団体として、改正農地バンク法の施行に伴い、農地中間管理事業への円滑な移行を推進し、農地の利用調整をするなど地域農業の発展と地域社会の活性化に寄与するため、次の事業を行う。

《公益目的事業内容》

1 農地利用集積円滑化の推進に関する事業

(1) 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年4月1日改正法施行）が施行されたことにより、令和2年4月1日以降は新規契約や更新ができなくなったことから、既存契約に限り、引き続き農地利用集積円滑化団体として農地の利用調整管理を行いながら、（公社）富山県農林水産公社が実施している農地中間管理事業への統合一体化を積極的に進める。

2 地域特産物の開発及び流通に関する事業

(1) チューリップ球根の生産振興

球根専用機械による基幹作業受託及び貸出事業

- ・球根生産者の植付けや収穫作業の労働負担を軽減するため、公社所有の球根専用機械の活用を推進し、作業の省力化と生産コストの低減を図る。
- ・新たな生産者を支援するチューリップ球根新規生産振興事業に取り組む者に対し、球根専用機械の無償貸付けや、栽培技術の習得等積極的に支援を行う。
- ・若手農業者を対象とした球根専用機械の講習会を行いオペレーターの増員を図る。

(2) 特産品の生産振興

- ・コシヒカリオーナー会員等へ砺波の旬の味覚「特産品セット」を送付しPRするとともに、散居のかおり愛好会会員への注文販売を行う。

(3) 農産物の直売、地域特産物の流通販売対策

- ・おいしい米の産地としてとнам米の評価を高めるため、関東方面にも積極的に散居のかおり愛好会会員やコシヒカリオーナーを募り、※1特別栽培米コシヒカリ「散居のかおり」の販売を行う。
- ・会員が多い中京や県人会等を通じて情報発信を行い会員の増加を図る。
- ・チューリップフェア、農業まつり会場等での「散居のかおり」試食販売を行う。
- ・農産物直売所連絡協議会の活動支援として、先進地視察研修や栽培講習を実施するとともに、中山間地域での耕作放棄地対策の支援を行う。

※1 特別栽培米とは化学合成農薬、化学肥料を慣行の5割以上減らして栽培された米

3 都市と農村の交流活性化に関する事業

砺波の農業、砺波の特徴ある散居村や特産品を PR し都市在住の消費者との交流を図る。

(1) コシヒカリオーナー制度農業体験の実施

- ・田植え体験ツアー : 2021年5月15日～16日
(内容) 手植えによる田植え、田植え機試乗、サツマイモ苗等定植、玉ねぎ収穫体験等
- ・稲刈り体験ツアー : 2021年9月18日～19日
(内容) 手刈りによる稲刈り、コンバイン試乗、サツマイモ掘り、りんごの摘み取り体験等
- ・コシヒカリオーナー通信の発行 2回

(2) チューリップファン倶楽部フラワー体験の実施

- ・フラワー体験ツアー : 2021年4月24日～25日
(内容) チューリップフェア見学、花摘み体験等
- ・チューリップファン倶楽部通信の発行 2回

(3) 市街地周辺農地の活用

- ・農業委員会と連携し市街地周辺における未耕作地の情報提供等を行う。

4 担い手の育成に関する事業

(1) 担い手育成支援事業

- ・青年農業士、集落営農組織の育成に対する研修会の開催
- ・複式農業簿記パソコン講座等の開催

5 農業情報の集発信に関する事業

- ・当公社ホームページで農業公社の取組みや市の特産物等を紹介し、販売促進と会員の増加に努める。
- ・広報「農業公社だより」を年2回発行する。

6 その他

- ・農業関係イベントへの参加
- ・各種事業に係る先進地視察研修
- ・市農業まつり、ゆずまつりへの協力
- ・夏の彩プロジェクトの連携支援
- ・農村・農業体験を通じた食育の支援
- ・公社事業の今後のあり方について検討